

常勤役員報酬規程

2009年5月25日制定

第1条（目的）

この規程は、定款第19条第1項及び第2項に規定する常勤役員の報酬について必要な事項を定める。

第2条（報酬）

常勤役員の報酬は、月例報酬と役員賞与とする。

第3条（報酬額の決定）

常勤役員の報酬は、その総額を毎年度の収支予算において総会で決議し、各々の月例報酬と役員賞与の支給額は役位、勤続年数、業績、健康状態等を考慮して、会長が決定する。

第4条（通勤費）

公共交通機関の利用による交通費の実費を全額支給する。

第5条（報酬の支給日）

報酬の支給日は、職員給与及び賞与の支給日とする。

第6条（報酬の支給方法）

報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬の支給に当たり、次のものを控除する。

- (1) 所得税、住民税
- (2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料
- (3) その他必要なもの

第7条（減額等）

常勤役員が長期欠勤する場合、その事由によっては減額することができる。

2. 本会の財務状況に応じ、報酬を減額もしくは支給しないことがある。

第8条（補足）

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本規程は、2009年5月25日から施行する。

以 上